

山形県公立大学法人におけるハラスメントの防止及び措置に関する規程

	平成21年4月1日規程第26号
改正	平成21年12月21日規程第74号
改正	平成25年4月1日規程第4号
改正	平成26年4月1日規程第37号
改正	平成27年4月1日規程第11号
改正	平成29年4月1日規程第4号
改正	令和3年12月6日規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員、学生及び関係者が個人として尊重され、勉学、研究、教育及び職務遂行のための良好な環境が確保されることを目的として、山形県立米沢栄養大学及び山形県立米沢女子短期大学（以下「本学」という。）での修学上又は職務上の関係において行われるハラスメントの発生の防止及び排除並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) ハラスメント 不適切な言動等により、相手を不快にさせたり、相手に不利益を与える人権侵害行為で、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメント

ア セクシュアルハラスメント

相手の意に反する性的言動によって、相手に不快感や不利益を与えること、相手の人格を傷つけたりすること

イ アカデミックハラスメント

教育研究の場において優越的な地位や職務上の権限を利用・濫用し、相手に不当に不快感や不利益を与えること、相手の人格を傷つけたりすること

ウ パワーハラスメント

職場において、上下関係や優越的な地位・立場を利用して、相手の職務上の権利を侵害したり、不当に不快感や不利益を与えること、人格を傷つけたりすること

エ その他のハラスメント

上記ハラスメントに準ずるもの

(2) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントにより教職員及び関係者の就労上又は学生の修学上の環境が害されること、及びハラスメントへの対応に起因して教職員及び関係者が就労上の又は学生が修学上の不利益を受けること

(3) 教職員 山形県立米沢栄養大学学則（平成26年学則第1号）第40条及び山形県立米沢女子短期大学学則（平成21年学則第1号）第35条に規定する職員（本学に勤務する非常勤講師等を含む。）

(4) 学 生 本学に修学するすべての者（留学生・科目等履修生等を含む。）

(5) 相談者 ハラスメントに関する相談及び申し立て（以下「相談」という。）をする者

(6) 行為者 ハラスメントを行ったと相談者から申し立てられた者

(7) 協力者 ハラスメントに関わる対応及び調査において協力を求められた者

(8) 関係者 本学学生の保護者及び本学に関係する団体・業者等

（理事長の責務）

第3条 理事長は、本学におけるハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への措置を統括する。

2 理事長は、ハラスメントが生じないようにするため、教職員、学生及び関係者（以下「教職員等」という。）が認識すべき事項並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合における教職員等の対応についてのガイドライン（以下「理事長が定めるガイドライン」という。）を定めるものとする。

(教職員等の責務)

第4条 教職員等は、ハラスメントを行ってはならず、また他者が行うハラスメントを容認してはならない。

2 教職員等は、他者のプライバシーや名誉及び人権を尊重しなければならない。

(監督者の責務)

第5条 教職員若しくは関係者を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に留意してハラスメントを防止するとともに、ハラスメントが発生した場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関する教職員若しくは関係者の注意を喚起するとともに、認識を深めさせること。

(2) ハラスメントに起因する問題が生じないよう、教職員若しくは関係者の言動に十分な注意を払うこと。

(ハラスメント対策委員会)

第6条 法人にハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題への措置を適切に実施するため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第7条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) ハラスメント対策全体の検討及び構築

(2) ハラスメント防止に向けた啓発・研修等の企画立案及び実施

(3) 相談室長から要請のあった事案についての措置の検討及び実施

(4) 行為者に対して懲戒処分が相当と思慮する場合の理事長への具申

(5) その他ハラスメントの防止及び措置に関する重要事項

(組織)

第8条 対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総括・研究・地域貢献・連携担当の理事（学部長、副学長）

(2) 教育・学生支援担当の理事（学生部長）

(3) 総務・経営担当の理事（事務局長）

(4) 図書館長

(5) その他理事長が指名する者若干名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で委員の交替があった場合は、前任者の残任期間とする。

3 対策委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員の中から理事長が指名する。

4 対策委員会に副委員長を置き、副委員長は委員長が指名し、副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を行う。

5 委員長は、対策委員会の会議を招集し、その議長となる。

6 対策委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

7 対策委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 対策委員会は、必要があると認めたときは、委員の一部を会議に出席させないことができる。

9 対策委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。

(ハラスメント相談室)

第9条 相談に対処するため、法人にハラスメント相談室（以下「相談室」という。）を設け、相談員を置く。

2 相談員は、理事長が指名する者をもって充て、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる人数とする。

(1) 教授会構成員 大学ごとに男女各2名

(2) 事務局職員 2名

(3) 保健室看護職員 1名

(4) その他理事長が特に必要と認める者 若干名

3 相談員の任期は2年（第2項第3号の相談員にあっては1年）とする。但し再任を妨げな

い。

4 相談室に相談室長を置き、相談員の中から理事長が指名する。

5 相談員は、対策委員会及び第15条に規定するハラスメント調査委員会の委員を兼ねることができない。

(相談員の職務)

第10条 相談員は、相談に真摯に対応し、適切かつ迅速に当該問題の解決が図られるよう努めなければならない。

2 相談員は、被害者からの苦情相談を2名以上の相談員で事情を聴取するものとする。ただし、緊急性があると判断した場合は、この限りではない。

3 相談員は、必要と判断した場合は、行為者から事情を聴取し、協力者に協力を求めることができる。

4 相談員は、苦情相談に対する助言・指導を行うことができる。

(相談室長への報告等)

第11条 相談員（相談室長を除く。）は、相談者から同意を得られた場合に限り相談の内容を速やかに相談室長に報告するものとする。

2 相談室長は、相談員で協議する必要があると認める場合は、相談員会議を開催し、協議するものとする。

(相談室長の措置)

第12条 相談室長は、必要に応じて次の措置を行うことができる。

(1) 相談者に対する援助又は助言

(2) 監督者に対する協力の要請

(3) 対策委員会に対する相談に係る措置の要請

(4) 対策委員会に対するハラスメント調査委員会の設置の要請

(活動報告)

第13条 相談室長は、相談室の活動状況を理事長及び対策委員会に対して報告するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第14条 何人も、相談を行ったこと又は相談に関与したことによって、不利益な取扱いを受けることがあってはならない。

2 何人も、自己を行為者とする相談を申し立てられたことをもって、不当な取扱いを受けることがあってはならない。

(ハラスメント調査委員会)

第15条 対策委員会は、事実把握が必要と判断した場合、若しくは第12条第4号の規定により相談室長から要請があった場合には、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設けることとする。

(所掌事務)

第16条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 苦情相談に係る事実関係の調査

(2) 調査に基づく調停案の作成

(3) 調停

(組織)

第17条 調査委員会は、ハラスメントが生じた状況を勘案して対策委員会が推薦する者のうちから、理事長が指名する若干名をもって組織する。

2 調査委員会に委員長を置き、前項の委員の中から理事長が指名する。

3 委員長は、調査委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

5 調査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又はその意見を聴取することができる。

(調査の実施)

第18条 調査委員会は、行為者及び相談者その他必要に応じ関係する教職員等から事情を聴取するほか、他の教職員等の協力を求めることができる。

2 調査に当たっては、十分な意見陳述や弁明の機会を与えなければならない。

(調査の期間)

第19条 調査委員会は迅速に調査を行い、2ヶ月以内に調査を終了するよう努めなければならない。

(調査報告)

第20条 調査委員会は、調査の結果を速やかに対策委員会及び理事長に報告するものとする。

(対策委員会の相談者に対する措置)

第21条 対策委員会は、理事長に報告のうえ、必要に応じて、相談者に対する救済措置を講じるものとする。

(対策委員会の行為者に対する措置)

第22条 対策委員会は、理事長に報告のうえ、必要に応じて、行為者に対する指導勧告及びその他の措置を講じるものとする。

(理事長の措置)

第23条 理事長は、第7条第4号の規定により対策委員会から具申があった場合には、直ちに行為者に対する懲戒処分の必要性を判断し、必要な措置を講ずるものとする。

(相談者に対する報告)

第24条 対策委員会は、行為者に対して行った措置を相談者に報告しなければならない。

(行為者からの不服申し立て)

第25条 対策委員会は、第21条に定める措置をとる場合には、行為者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

2 行為者は、自己に対してとられた措置に不服がある場合には、措置のあった日の翌日から起算し14日以内に理事長にその旨を申し出ることができる。

3 理事長は、前項の不服申し立てがあった場合は対策委員会に諮り、適切な措置をとる。

(再発防止措置の実施)

第26条 対策委員会は、ハラスメント事案が生じた場合は、再発防止に向けた措置を講じるものとする。

(教授会に対する報告)

第27条 対策委員会は、必要に応じて、ハラスメントの排除及びハラスメントに起因する問題に対して行った措置に関して教授会に報告するものとする。

(秘密の保持等)

第28条 相談員、対策委員会及び調査委員会の委員並びに協力者は、任期中及び退任後においても当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第29条 この規程に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び措置に関し必要な事項は別に定める。

(欠格条項)

第30条 対策委員会委員、調査委員会委員又は相談員が被害者又は行為者となった場合は、当該事案についてその適格性を失う。

(庶務)

第31条 対策委員会及び調査委員会の庶務は、事務局において行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月6日から施行する。